

議 事 録

令和6年6月5日

山 鹿 市 農 業 委 員 会

令和6年第7回山鹿市農業委員会総会議事録

令和6年6月5日（水） 13時23分から14時35分 山鹿市役所 3階 301会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 稲葉 和弘	2番 志方 精之	3番 前田 幸博	4番 脇山 康二
5番 平本 和幸	7番 多久 正光	8番 廣松 久喜	9番 森 喜代輝
11番 田中 春雄	12番 菊川 房継	13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

6番 島田 博道 10番 長曾我部 徹 計2名

3. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

4. 議題

議案第46号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
議案第47号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請
議案第48号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
議案第49号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地等の所有権移転
議案第50号 農地利用集積等促進計画案について
議案第51号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）
議案第52号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
報告第6号 農地法第3条の3の規定による届出

1 開 会

○副会長（隈部誠一委員）

ご起立願います。「礼」 ご着席ください。

-----○-----

2 会長挨拶

○事務局

本日の総会は、委員2名が欠席となり12名の出席ですが、定足数を満たしており、総会が成立しますことをご報告申し上げます。

それでは、会長にご挨拶いただき、引き続き議事の進行をお願いします。

○会長（坂本照子委員）

(挨拶)

ただ今から、令和6年第7回総会を開会致します。

-----○-----

3 議事録署名委員の指名

○議長（坂本照子委員）

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、議長において、11番 田中委員、12番 菊川委員を指名いたします。

-----○-----

4 議 事

○議 長

次に、日程第2の議案審議にはいります。まず議案第46号、「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局

議案に入ります前に、議案書ならびに調査書の一部変更等がございます。変更箇所等の説明をいたしますので、委員の皆様にはお手数をおかけして大変申し訳ありませんが、変更箇所の削除ならびに数字等の訂正等をお願いいたします。

まず、議案書表紙裏の目次をお開けください。議案第47号以降のページ数が記載されておられませんので数字をご記入願います。議案第47号が15、議案第48号が17、議案第49号が23、議案第50号が26、議案第51号が27、議案第52号が34、報告第6号が35、となります。

続きまして、議案書7ページをお開けください。

議案第46号、提案番号88番にて申請されております畑2筆のうち、下段の929㎡の畑については、調査担当委員からの指摘により現場を確認しましたところ、杉が植林されており農地転用が必要であることから、今回、3条としての申請を取下げることといたします。

それに伴いまして、提案番号88番上段「登記面積」欄の「計2筆1,346.00㎡」の部分、及び下段の「土地の所在地」から「譲受人」までの箇所を削除願います。同じく7ページ位置図の○で囲んだ「申請地」の下段部分と8ページ地籍図の右側部分が削除となります。

また、議案書13ページにございます合計欄の「26筆」を「25筆」に訂正願います。同じく「計；25,135.00㎡」を「24,206.00㎡」に訂正願います。同じく「畑；4,565.00㎡」を「3,636.00㎡」に訂正願います。議案書の削除ならびに訂正箇所は以上となります。

引き続き調査書6ページをお願いいたします。

議案第46号、提案番号88番、「申請地」欄の「所在」に記載の「外1筆」を削除願います。同じく「申請地」欄「面積」の「1,346」を「417」に変更、ならびに第2項第6号(地域との調和)の項目にて、作付け予定としておりました「栗」の削除をお願いいたします。

調査書の削除ならびに訂正箇所は以上となります。大変申し訳ございません。

それでは、ただいまから議案に入らせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第46号、「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請」です。

提案番号83番、申請地及び申請人は記載のとおりです。位置図等についてはご覧のとおりです。

譲受理由は、申請地が譲受人の自宅の道向かいということで、耕作便利によるものです。

調査書は1ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計47筆36,203㎡を耕作しており、農機具は耕運機、管理機を所有しています。農作業に従事する者は2名で年間180日従事しています。野菜を作付け予定です。

議案書2ページをお願いします。

提案番号84番、申請地及び申請人ならびに位置図等については記載のとおりです。

譲受理由は、規模拡大によるものです。

調査書は2ページをご覧ください。

譲受人は個人で、田畑計13筆8,259㎡を耕作しており、農地作付けのほか、牛の繁殖・肥育をされています。農機具はトラクター、ロールベイラーを所有しています。農作業に従事する者は2名で年間350日従事しています。牧草(イタリアン)を作付け予定です。

続きまして、議案書3ページをお願いします。

提案番号85番、申請地及び申請人ならびに位置図等については記載の通りです。

譲受理由は贈与によるものです。

調査書は3ページをご覧ください。譲受人は個人で、農地の取得は初めてです。

農機具はイガむき機、草刈機、動力噴霧器を所有しています。農作業に従事する者は1名で年間180日従事の予定です。栗を作付け予定です。

議案書4ページをお願いします。

提案番号86番、申請地及び申請人ならびに位置図等については記載のとおりです。

譲受理由は、申請地が譲受人の自宅の道向かいということから、耕作便利によるものです。

調査書は4ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計30筆37,264㎡を耕作しており、農機具はトラクター、田植機、コンバイン等を所有しています。農作業に従事する者は3名で年間280日従事しています。水稻を作付け予定です。

議案書5ページをお願いします。

提案番号87番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、親子間の贈与によるものです。位置図等は5ページ及び6ページです。

調査書は5ページをご覧ください。譲受人は個人で、田計3筆2,832㎡を耕作しており、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、耕運機を所有しています。農作業に従事する者は2名で年間160日従事しています。水稻を作付け予定です。

議案書7ページをお願いします。

提案番号 88 番、申請地は先ほど変更しましたとおりで、申請人は記載のとおりです。

位置図等は 7 ページ及び 8 ページで、こちらも先ほど変更したとおりです。

譲受理由は、申請地が、譲受人が所有する畑に隣接しており、耕作便利によるものです。

調査書 6 ページをご覧ください。

譲受人は個人で、田畑計 6 筆 3,297 m²を耕作しており、農機具はトラクター、耕運機を所有しています。農作業に従事する者は 1 名で年間 200 日従事しています。野菜を作付け予定です。

なお、譲受人の住所が山鹿市外となっておりますが、実家が山鹿市にあり、先ほども説明しましたとおり年間 200 日農業に従事されている実績があるため、問題はございません。

議案書 9 ページをお願いします。

提案番号 89 番、申請地及び申請人ならびに位置図等については記載のとおりです。

譲受理由は、相続により農地を所有された兄から弟への贈与によるものです。

調査書は 7 ページをご覧ください。譲受人は個人で、農地の取得は初めてです。

農機具は剪定バリカン、草刈機を所有しています。農作業に従事する者は 1 名で年間 240 日従事の予定です。先代が作付けしていたお茶を引き続き作付け予定です。

議案書 10 ページをお願いします。

提案番号 90 番、申請地及び申請人ならびに位置図等については記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書は 8 ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計 5 筆 3,783 m²を耕作しており、農機具はトラクター、田植機、軽トラックを所有しています。農作業に従事する者は 3 名で年間 200 日従事しています。水稻、栗を作付け予定です。

議案書 11 ページをお願いします。

提案番号 91 番、申請地及び申請人ならびに位置図等については記載のとおりです。

譲受理由は、申請地がいずれも譲受人の自宅に隣接しており、耕作便利によるものです。

調査書は 9 ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計 2 筆 924 m²を耕作しており、農機具は耕運機、トラックを所有しています。農作業に従事する者は 1 名で年間 160 日従事しています。水稻を作付け予定です。

議案書 12 ページ及び 13 ページをお願いします。

提案番号 92 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。位置図等については、13 及び 14 ページをご覧ください。

譲受理由は、親子間の贈与によるものです。

調査書は 10 ページをご覧ください。譲受人は個人で、田計 10 筆 11,716 m²を耕作しており、農機具は、トラクター、コンバイン、田植機、管理機を所有しています。農作業に従事する者は 2 名で年間 150 日従事しています。水稻を作付け予定です。

以上 10 件です。

○議 長

事務局からの説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号 83 番から 84 番までについて「北部地区担当委員」よりお願いします。

○1 番（稲葉和弘委員）

提案番号 83 番から 84 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明のとおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議 長

提案番号 85 番から 88 番までについて「南部地区担当委員」よりお願いします。

○3 番（前田幸博委員）

提案番号 85 番から 88 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明のとおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議 長

提案番号 89 番から 92 番までについて「東部地区担当委員」よりお願いします。

○12 番（菊川房継委員）

提案番号 89 番から 92 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明のとおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（挙手あり）

○13 番（隈部誠一委員）

お尋ねします。提案番号 84 番の、地籍図に申請地を示した箇所に線が入っていますが、これは申請地の中に道が通っているのですか。

○事務局

地籍図については、農業委員会にある GIS で検索したものをそのまま使用しております。

○13 番（隈部誠一委員）

現地の状況はどうなっていますか。

○事務局

地区担当の農業委員に現地調査をお願いしておりますが「問題なし」との回答でした。

○13 番（隈部誠一委員）

本日の総会には、地区担当の長曽我部委員が欠席なので状況がわかりません。この地籍図だけだと、申請地の間に道路か水路が通っているようにしか思えないので、状況が変わってくると思います。事務局での現地確認はされておられないのでしょうか。

○事務局

まず、総会にかける案件の申請を受付ける際には、必ず農地基本台帳と農業委員会で使用している GIS による航空写真を参考資料につけており、航空写真で見て不審な箇所がある場合は現地を確認しておりますが、この案件については特に問題ないものと判断し地区担当委員に調査をお願いしたのみで、事務局では把握しておりませんでした。申し訳ございません。

○13 番（限部誠一委員）

転用の分だけでなく、所有権移転の農地についてもまず事務局のほうで確認をお願いします。

○事務局

わかりました。

○議 長

ほかにございませんか。

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 46 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議 長

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 47 号、「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

○事務局

まず、最初に議案書の訂正をお願いします。

20 ページをお開きください。議案第 48 号、提案番号 40 番の、「申請人」欄の「賃貸人」を「譲渡人」に、また、「賃借人」を「譲受人」に、そして、備考欄の「賃貸借権設定」を「所有権移転」に、それぞれ訂正方をお願いします。申し訳ありませんでした。

では、議案書の 15 ページをお願いします。

議案第 47 号、「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請」です。

提案番号 8 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

申請人は個人で、申請地の畑 1 筆 227 m²とその他地目 7 筆 765.66 m²を合わせた 992.66 m²に集合住宅 1 棟および駐車場、通路を設置する案件です。

スクリーンをご覧ください。現地の状況写真です。次に、土地利用計画図をご覧ください。

申請地の畑と隣接する山林に建物を建て、宅地には駐車場を設置するものです。また、公衆用道路は奥の個人住宅の地権者と共有地であり、通路として使用する計画です。

次に調査書 11 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっておらず、周辺の農地の広がり 10ha 未満の農地であ

るため、2 種農地です。なお、申請地に代わって事業を実施できる候補地がないことを確認しています。

続いて、12 ページの一般基準をご覧ください。

転用事業を実施するための資金を自己資金及び融資により確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること。

また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。議案書の 16 ページをお願いします。

提案番号 9 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

申請人は個人で、申請地の畑 1 筆 392 m²を貸駐車場とする案件です。

スクリーンをご覧ください。現地の状況写真です。すでに舗装され駐車場となっております。

また、その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

なお、本申請地は 2006 年、18 年前に工事をされたとのことです。

次に、土地利用計画図をご覧ください。車両 9 台を駐車する計画です。

次に調査書 13 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっておらず、周辺の農地の広がり 10ha 未満の農地であるため、2 種農地です。なお、申請地に代わって事業を実施できる候補地がないことを確認しています。

続いて、14 ページの一般基準をご覧ください。

すでに転用事業が行われているため、新たな投資は必要ないこと、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと。

また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、2 件です。

○議 長

事務局からの説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号 8 番から 9 番までについて「東部地区担当委員」よりお願いします。

5 番（平本和幸委員）

提案番号 8 番から 9 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議 長

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

○議 長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 47 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議 長

全員賛成でございますので、議案第 47 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 48 号、「農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案書 17 ページをお願いします。

議案第 48 号、「農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請」です。

提案番号 37 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

申請人は個人で、申請地の田 2 筆計 1,598 m²を取得し、転用者が営む製材所の資材置場として利用する案件です。

隣接する事業所の敷地が狭く、木材を置く場所が不足していたため、今回、資材置き場に転用する案件です。

スクリーンをご覧ください。現地の状況写真です。次に、土地利用計画図をご覧ください。

農地は市道沿いにあり、申請地の 2 筆の間には用水路がありますが、U 字溝およびグレーチングを置き、その上を作業車等が行き来する計画です。

なお、用水路は法定外公共物にあたることから、市の建設課に占用願いを出され許可されています。

次に調査書 15 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっておらず、周辺の農地の広がり 10ha 未満の農地であるため、2 種農地です。なお、申請地に代わって事業を実施できる候補地がないことを確認しています。

続いて、16 ページの一般基準をご覧ください。

転用事業を実施するための資金を自己資金で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること。

また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て許可相当と判断しております。

議案書 18 ページをお願いします。

提案番号 38 番土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

申請人は不動産業を営む法人で、申請地の田 2 筆及び畑 2 筆計 755 m²と宅地 2 筆 396 m²の計 1,151 m²を取得し建築条件付売買予定地とする案件で、4 区画の造成を行うものです。

建築条件付売買予定地とは、転用者が宅地造成後の土地を売買するにあたり、土地購入者と転

用者又は転用者が指定する建設業者との間に住宅建築請負契約をおおむね3月以内に成立させることを条件とする土地のことです。

転用者がすべての区画を販売しきれないと判断した場合は、売れ残った区画に転用者自ら住宅を建築することが、転用の許可の条件となっています。

スクリーンをご覧ください。現地の状況写真です。次に、土地利用計画図をご覧ください。申請地は市道沿いにあります。

次に調査書 17 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、周辺の農地の広がりがある 10ha 以上ある農地であるため、1 種農地です。集落に接続して行われる事業であるため例外として転用が認められています。なお、申請地に代わって事業を実施できる候補地がないことを確認しています。

続いて、18 ページの一般基準をご覧ください。

転用事業を実施するための資金を自己資金で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること。

また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことなどを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て許可相当と判断しております。

次に、議案書の 19 ページをお願いします。

提案番号 39 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

申請人は電気通信事業、太陽光・風力・水力等自然エネルギーを利用の発電機器製造販売を営む法人で、申請地の田 2 筆計 1,003 m²を賃借し太陽光発電施設とする案件で、発電した電力は他の発電所の電力とあわせ、国内各地にある自社工場等の消費電力量として取り扱われるということです。

スクリーンをご覧ください。

現地の状況写真です。次に、土地利用計画図をご覧ください。

申請地にはソーラパネル 180 枚を設置する計画です。

次に調査書 19 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は農業公共投資の対象となっておらず、周辺の農地の広がりがある 10ha 未満の農地であるため、2 種農地です。なお、申請地に代わって事業を実施できる候補地がないことを確認しています。

続いて、20 ページの一般基準をご覧ください。

転用事業を実施するための資金を自己資金で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること。

また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことなどを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て許可相当と判断しております。

議案書の 20 ページをお願いします。

提案番号 40 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

申請人は個人で、申請地の田 253 m²を取得し、木造 2 階建て個人住宅 1 棟を建設する案件です。

スクリーンをご覧ください。現地の状況写真です。次に、土地利用計画図をご覧ください。

申請地は市道沿いにあります。

次に調査書 21 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、都市計画法で定める用途地域内にある農地であるため、3 種農地です。

続いて、22 ページの一般基準をご覧ください。

転用事業を実施するための資金を融資で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること。

また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことなどを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て許可相当と判断しております。

次に、議案書 21 ページをお願いします。

提案番号 41 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

申請人は不動産業を営む法人で、申請地の田 315 m²を取得し、宅地分譲 1 区画を造成する案件です。

スクリーンをご覧ください。現地の状況写真です。次に、土地利用計画図をご覧ください。

申請地は市道沿いにあります。

次に調査書 23 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、都市計画法で定める用途地域内にある農地であるため、3 種農地です。

続いて、24 ページの一般基準をご覧ください。

転用事業を実施するための資金を自己資金で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること。

また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことなどを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て許可相当と判断しております。

次に、議案 22 ページをお願いします。

提案番号 42 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

申請人は住宅建築、不動産業を営む法人で、申請地の畑 1 筆 1,211 m²を宅地造成する案件です。

スクリーンをご覧ください。現地の状況写真です。次に土地利用計画図をご覧ください。

申請地は市道に面しており 4 区画の宅地分譲を行う計画です。

次に調査書 25 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、都市計画法で定める用途地域内にある農地であるため、3 種農地です。

続いて、26 ページの一般基準をご覧ください。

転用事業を実施するための資金を自己資金で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること。

また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て許可相当と判断しております。

以上、6 件です。

○議 長

事務局の説明が終わりました。それではただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号 37 番から 42 番について「南部地区担当委員」よりお願いします。

○4 番（脇山康二委員）

提案番号 37 番から 42 番については、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議 長

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（挙手あり）

○9 番（森喜代輝委員）

「農地転用許可申請に係る調査書」内「一般基準」の「4 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み」にある「農振・農用地（該当なし）」という項目は今までなかったと思いますが、その違いは为什么呢か。

○事務局

今までは、「農業振興地域」から除外された農地か、「農用地域内農地」かの選択しかありませんでしたが、どちらにも該当しない農地もあることから項目が増えたものです。

○9 番（森喜代輝委員）

わかりました。

○議 長

ほかにございませんか。

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 48 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議 長

全員賛成でございますので、議案第 48 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 49 号、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地等の所有権移転」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案書の 23 ページをご覧ください。

議案第 49 号、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転」です。

今回の案件は、公社の売渡案件が 2 件です。

提案番号 10 番の申請地、申請人、契約内容につきましては、議案書記載のとおりです。水稻を作付け予定です。

別紙 1 調査書、27 ページをお願いします。受け手は、認定農家で耕作面積 34,211 m²の農地に水稻を耕作されております。

議案書 24 ページをお願いします。

提案番号 11 番の申請地、申請人、契約内容につきましては、議案書記載のとおりです。水稻を作付け予定です。

別紙 1 調査書、28 ページをお願いします。受け手は、認定農家で耕作面積 38,078 m²の農地に水稻を耕作されております。

5 月 23 日に売買会議を開催し契約内容の確認を行っており、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議 長

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

○議 長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 49 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議 長

全員賛成でございますので、議案第 49 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 50 号、「農用地利用集積等促進計画案」について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局

議案に入る前に、資料の追記をお願いします。

調査書の 30 ページをお開きください。

議案第 50 号、提案番号 19 番、「調査内容」の「第 3 項第 2 号ロ」内第 2 項第 6 号の「記載されている」、「第 3 項第 3 号イ」の「認められる」及び「第 3 項第 3 号ロ」の「認められる」の箇所に○をつけていただきますようお願いいたします。

それでは、議案書 26 ページをお開き下さい。

議案第 50 号、「農用地利用集積等促進計画案」について、農地中間管理事業の推進による農用地利用集積等促進計画によるものです。

今回の議案につきましては、所有者と中間管理機構との契約を既に農用地利用集積計画に基づき承認を受けており、その残期間における耕作者を農地の集約を目的として変更する再配分であり、農用地利用集積等促進計画として意見を求められているものです。

今回の利用権設定は、新規設定 4 件、その面積は 6,985 m²です。

提案番号 17 番から提案番号 18 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻、麦、大豆を作付け予定です。

別紙 1 調査書、29 ページをお願いします。借受人は、認定農家で、耕作面積 98,160 m²の農地に、水稻・麦・大豆を耕作されております。

提案番号 19 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻、WCS を作付け予定です。

別紙 1 調査書、30 ページをお願いします。借受人は、一般法人で、耕作面積 49,601 m²の農地に、水稻・WCS を耕作されております。

本日提案しております提案番号 17 番から 19 番までの議案につきましては、農用地利用集積等促進計画に適合しております。

以上です。

○議 長

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

○議 長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 50 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議 長

全員賛成でございますので、議案第 50 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 51 号、「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転(中間管理機構)」を議題とします。中間管理事業に係る農用地利用集積計画によるものです。

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局

議案書 27 ページをお願いします。

議案第 51 号、「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転(中間管理機構)」です。中間管理事業に係る農用地利用集積計画によるものです。

今回の利用権設定は、新規設定が 41 件でその面積は 61,231 m²です。

提案番号 140 番から提案番号 141 番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻、WCS、米粉用米を作付け予定です。

別紙 1 調査書、31 ページをお願いします。借受人は、農地所有適格法人で、耕作面積 503,024 m²の農地に、水稻、WCS、米粉用米を耕作されております。

提案番号 142 番から議案書 28 ページの提案番号 143 番の申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻、WCS を作付け予定です。

別紙 1 調査書、32 ページをお願いします。借受人は、農地所有適格法人で、耕作面積 18,868 m²の農地に、水稻・WCS を耕作されております。

提案番号 144 番から議案書 29 ページの提案番号 148 番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻・野菜等を作付け予定です。

別紙 1 調査書、33 ページをお願いします。借受人は、認定農家で、耕作面積 19,000 m²の農地に、水稻、野菜等を耕作されております。

提案番号 149 番から議案書 30 ページの提案番号 154 番の申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻、WCS を作付け予定です。

別紙 1 調査書、34 ページをお願いします。借受人は、認定農家で、耕作面積 19,179 m²の農地に、水稻、WCS を耕作されております。

提案番号 155 番から議案書 31 ページの提案番号 158 番の申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻、WCS、イタリアンを作付け予定です。

別紙 1 調査書、35 ページをお願いします。借受人は、認定農家で、耕作面積 6,148 m²の農地に、水稻、WCS、イタリアンを耕作されております。

提案番号 159 番から 161 番の申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻、WCS を作付け予定です。

別紙 1 調査書、36 ページをお願いします。借受人は、一般法人で、耕作面積 49,601 m²の農地に、水稻、WCS を耕作されております。

議案書 32 ページをお願いします。

提案番号 162 番から提案番号 163 番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容は、WCS、小麦、大豆を作付け予定です。

別紙1 調査書、37 ページをお願いします。借受人は、意欲ある農家で、耕作面積 4,468 m²の農地に、WCS、小麦、大豆を耕作されております。

提案番号 164 番から提案番号 166 番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容は、大豆、麦を作付け予定です。

別紙1 調査書、38 ページをお願いします。借受人は、一般法人で、耕作面積 251,443 m²の農地に、大豆・麦を耕作されております。

議案書 33 ページをお願いします。

提案番号 167 番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻、麦、キクイモを作付け予定です。

別紙1 調査書、39 ページをお願いします。借受人は、農地所有適格法人で、耕作面積 59,920 m²の農地に、水稻、麦、キクイモを耕作されております。

本日提案しております提案番号 140 番から 167 番までの議案につきましては、旧農業経営基盤強促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上です。

○議 長

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

○議 長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 51 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議 長

全員賛成でございますので、議案第 51 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 52 号、「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転」を議題とします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局

議案書 34 ページをお願いします。

議案第 52 号、「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転」です。

今回の利用権設定は、新規設定が 2 件、その面積は、9,068 m²です。

提案番号 93 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、ミカンを作付け予定です。

別紙 1 調査書、40 ページをお願いします。借受人は、山鹿市では新規で、ミカンを耕作されております。

提案番号 94 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻を作付け予定です。

別紙 1 調査書、41 ページをお願いします。借受人は、農地所有適格法人で、耕作面積 112,368 m²の農地に、水稻、大麦を耕作されております。

提案番号 93 番から提案番号 94 番までの全ての議案につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上です。

○議 長

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

○議 長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 52 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議 長

全員賛成でございますので、議案第 52 号は、原案のとおり決定いたしました。

-----○-----

5 報 告

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第 6 号、「農地法第 3 条の 3 の規定による届出」について事務局から説明をお願いします。

○事務局

議案書の 35 ページをお開き下さい。

報告第 6 号、「農地法第 3 条の 3 の規定による届出」について報告いたします。

令和 6 年 4 月に届出がありました件数は 23 件、筆数の合計は 138 筆、面積の合計は 143,736 m²でございます。詳細につきましては、36 ページから 38 ページの記載のとおりでございます。

以上になります。

○議 長

事務局の説明が終わりました。質問等ある方は挙手願います。

(質問なし)

○議 長

よろしいですか。質問等ないようですので、報告第6号は終わります。

以上で、本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

これをもちまして令和6年第7回総会を閉会いたします。

6 閉 会

○副会長

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会
会議規則第22条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長

坂本昭子

11 番 農業委員

田中春雄

12 番 農業委員

菊川房雄